

◆大田原市の歴史文化

大田原市の歴史文化の特徴

大田原市の歴史文化は、東北地方への玄関口、他の地方と東北地方との結節点としての立地特性に大きく影響されています。古代から現代まで、京や江戸・東京など時の中心地と東北地方を結ぶ地にあり、那須野が原（那須扇状地）と八溝山地と喜連川丘陵が接する立地と自然が、異なる地域・文化への接触とそれらを結ぶ結節点としての歴史を刻み、独自の風土と文化を育んできました。こうした特徴から、大田原市の歴史文化全体の特性を「接（つなぐ）・結（むすぶ）の地」と表すことができます。

①那須野が原が生み出した歴史文化

那須野が原の地形や地質、豊かな自然が奏でるハーモニー



②文化が行き交う東北地方への玄関口

「歴史の道」が通る交通要衝の地としての歴史の歩み



つなぐ 結むすぶ 接・結の地

③里地・里山が育んだくらしと文化

那須野が原と八溝山地、喜連川丘陵が接する地のくらしと文化



④光圀と芭蕉による歴史の再発見

古代・中世と近世、現代を結ぶ 徳川光圀と松尾芭蕉の事績



大田原市の指定及び登録文化財の件数（令和2年9月現在）

区分(種別)	国指定/選定/認定	国選択	県指定/選定	市指定	国登録	合計
①有形文化財	建造物	2	—	0	11	14
	絵画	2	—	10	7	19
	彫刻	2	—	5	16	23
	工芸品	2	—	15	6	23
	書跡・典籍	0	—	6	4	10
	古文書	1	—	0	8	9
	考古資料	0	—	0	5	5
歴史資料	0	—	0	10	10	
②無形文化財	工芸技術	1	0	0	—	1
③民俗文化財	有形民俗文化財	0	—	1	1	2
	無形民俗文化財	0	1	2	14	17
④記念物	史跡	1	—	0	39	40
	名勝	1	—	0	0	1
	天然記念物	1	—	7	28	36
⑤文化的景観	0	—	—	—	—	0
⑥伝統的建造物群	0	—	—	—	—	0
合計	13	1	46	149	1	210

◆文化財の保存・活用 まもる手を結ぶための方針

★まもる手を結ぶための方針（仕組みと体制づくり）

保存活用のための仕組みと体制づくり

文化財の保存・活用を円滑に進めるために、文化財専門職員を確保・配置し、情報発信や活用事業に取り組むことのできる職員を育成して文化財行政の体制を強化します。また、各種開発、観光、まちづくり等の庁内の関連部局との連携や調整を行い、各種文化財を介して本市との関係性を有する機関や団体との連携を強化して、本計画に示した措置を着実に実施していきます。

市民および学術団体との協働体制の構築

歴史文化の調査・研究に取り組む研究会や、天然記念物を含む自然環境等の保存・管理を行う市民のグループ、観光ボランティア等の団体等の活動を支援し、後継者の確保や担い手育成、文化財の保存・活用に向けた適切な取り扱いなど、必要な助言や指導を行いながら、行政と団体等との密接な協働体制を構築していきます。また、こうした団体等を文化財保存活用支援団体に指定することも検討していきます。



大田原市文化財保存活用地域計画概要版

発行：令和3（2021）年3月
編集：大田原市教育委員会事務局文化振興課
〒324-8641 栃木県大田原市本町 1-4-1

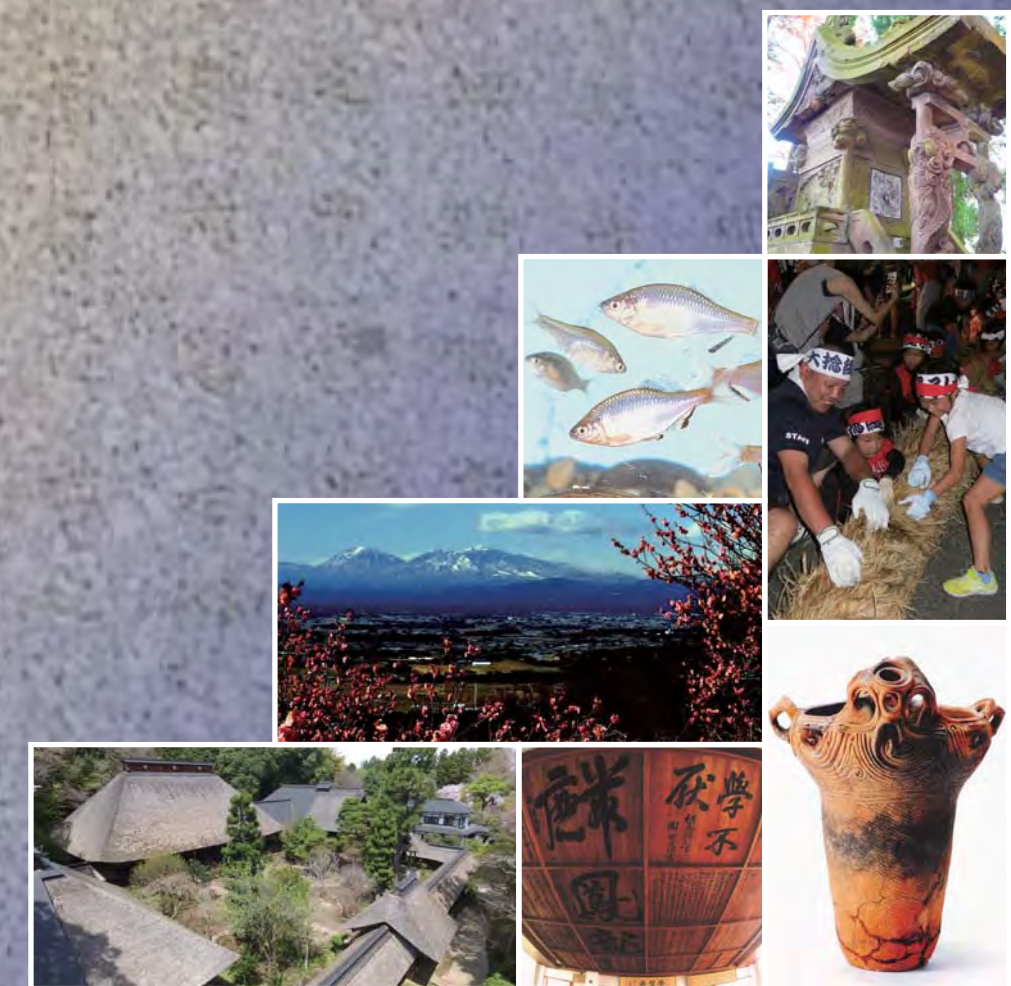
文化庁 令和2年度文化芸術振興費補助金
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan (地域文化財総合活用推進事業)

大田原市文化財 保存活用地域計画

【概要版】

令和3年3月

大田原市教育委員会



◆大田原市文化財保存活用地域計画とは

作成の背景と目的

大田原市には、国宝的那須国造碑をはじめとし、数多くの文化財があります。近年では、那須与一とゆかりのある那須神社本殿・楼門が平成26年(2014)に重要文化財に、その境内全体がおくのほそ道の風景地八幡宮(那須神社境内)として国の名勝に、平成29年(2017)には総茅葺き屋根の大雄寺が重要文化財に指定され、翌平成30年(2018)には那須野が原開拓関連の文化財群が日本遺産に認定されるなど、文化財としての価値が再認識され、観光地としても注目を集めています。しかし、過疎化・少子高齢化等が進行していく中、文化財を保存継承していく担い手や財源が減少し、貴重な文化財が滅失・散逸する危機的状況にもあります。また、平成17年(2005)の大田原市、湯津上村、黒羽町の合併後、平成29年(2017)から新大田原市の市史編さんの準備に着手しましたが、現状を把握できていない文化財も数多くあり、本市の特性を物語る未指定の文化財が数多く埋もれた状況にあることが判明しました。

これまで文化財保護法や県・市文化財保護条例等に基づいて、保存継承、維持管理を行ってきましたが、より計画的な保存と調査、効果的な整備と活用が求められています。そのため、平成30年(2018)に改正された文化財保護法のもと、文化財の保存・活用に関するマスタープランとアクションプランを兼ねる『大田原市文化財保存活用地域計画(以下、「地域計画」という。)』を作成しました。地域計画をもとに、未指定の文化財も含め、有形・無形の文化財の調査を進め、周辺環境と合わせて適切な保存管理を行い、本市のまちづくりに活用していく取り組みを市民と協働で展開し、貴重な文化財を次世代へ継承していきます。

計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間



原始からの生活の痕跡や文化、国の天然記念物であるミヤコタナゴ等の希少な動植物等を内包する那須野が原と八溝山地、湧水や河川等の豊かな自然は、管理を担ってきた地域住民の高齢化等により、環境の維持が困難になってきています。



かつては旧大田原城下町、奥州道中(奥州街道)の宿場町として賑わった中心市街地も、古い建造物を維持・修繕するための人手や財源が不足し、空き家化や取り壊しが進行しています。



地域に根差した祭礼や民俗芸能も、後継者不足やコミュニティの衰退等によりかつての賑わいが失われつつあります。

◆文化財の保存・活用 未来へ接ぐための方針

文化財の保存活用の目標と方針

まもる手結び 未来へ接ぐ 大田原の文化財(たからもの)

大田原市は、異なる地域・異なる文化への接触とそれらを結ぶ結節点としての歴史を刻み、独自の風土を育んできました。

歴史が残した文化財は様々な可能性を秘めた大田原の「文化財」=「たからもの」です。この「文化財(たからもの)」を市民と行政それぞれがまもる手をむすび、未来につないでいきます。

未来へ接ぐための方針
(保存と活用)

- ①文化財の保存と継承
- ②文化財の価値と魅力の顕在化

まもる手を結ぶための方針
(仕組みと体制づくり)

保存活用のための仕組みと体制づくり

関連文化財群の設定

地域の多種多様な文化財を、歴史文化の特徴から導き出される歴史的・地域的な関連性(ストーリー)に基づいて、まとまり(=関連文化財群)として捉えました。まとまりとして扱うことで、様々な文化財群を構成要素として価値付けし、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができます。

本市の歴史文化や特徴「接・結の地」を基本とし、

- 地理的な条件である ○ : 「里地・里山」が暮らしを接・結
 - 各時代にわたる ● : 「歴史の道」が文化を接・結
 - 全国に名を馳せた ● : 「光圀と芭蕉」が時代を接・結
- 3つの関連文化財群を設定しました。

この3つの関連文化財群を主軸に、「大田原の文化財(たからもの)」の持つ価値や魅力について調査研究を重ね、保存措置を講じながら、市内外へ情報発信していくことで、文化財への理解をより深めてもらうことを目指します。

文化財保存活用区域の設定

大田原市の歴史文化の特徴を語る上で重要な文化財が集中している地域を、「文化財保存活用区域」に設定し、文化財群を核にその周辺環境も含めて文化的な空間を創出していきます。

大田原市の歴史文化が感じられる、魅力的な空間を創出し、文化財を活かしたまちづくりや観光拠点となることを目指します。

★未来へ接ぐための方針(保存と活用)

①文化財の保存と継承

未指定の文化財も含め、悉皆調査を継続して現状を把握し、基礎資料となる文化財台帳(データベース)を作成していきます。指定文化財はこれまでの保存・修理事業等を継続し、文化財の所有者や保全・継承団体の運営や取り組みに対する支援を行っていきます。特に滅失の危機にある無形民俗文化財は、映像記録を作成します。未指定の文化財についても、新たな文化財の認定制度も検討していきます。事業の実施にあたっては、市費・県費・国費(文化財補助金、地方創生推進交付金等)を積極的に活用し、クラウドファンディング等の新たな資金調達の方法についても検討します。

②文化財の価値と魅力の顕在化

市史編さんの調査事業と合わせて、本市特有の文化財の詳細調査を行います。調査結果等をより身近なものとして市民へ還元できるように、これまで行ってきた展示会の他、資料のデジタル化などを進めます。市内各地を実際に見て回り、体験しながら認識を深めてもらうためにも、市内各地の文化財等展示施設のネットワーク構築や、観光関連の事業との連携を積極的に進めていきます。

